

資料提供 平成27年9月10日
秋田県地方独立行政法人評価委員会
事務局(秋田県総務部総務課 公益法人班)
電話 018-860-1057
美の国あきたネット掲載 有り

報 道 機 関 各 位

秋田県が設立した地方独立行政法人の平成26年度における
業務の実績に関する評価について

秋田県地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき、秋田県が設立した公立大学法人国際教養大学、公立大学法人秋田県立大学、地方独立行政法人秋田県立病院機構及び地方独立行政法人秋田県立療育機構の平成26年度における業務の実績について評価を行い、その結果を当該法人に通知するとともに、知事に報告しましたので、お知らせします。

【評価結果】

- 各法人の全体評価調書及び項目別評価結果については、別添のとおりです。
- 各法人の項目別評価調書については、美の国あきたネットを御覧ください。

【評価委員会委員長コメント】

別紙1を御覧ください。

【評価基準】

別紙2を御覧ください。

【参 考】

秋田県地方独立行政法人評価委員会委員名簿 等
別紙3を御覧ください。

【評価委員会事務局】

秋田県総務部総務課
公益法人班 関口

公立大学法人国際教養大学の業務の実績に関する全体評価調書（平成26年度）

全体評価

事業の実施状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 特に優れた業績を上げ、高く評価できるものとして、「進路指導及びキャリア支援」、「研究の質の向上及び充実」、「地域社会との連携」が挙げられる。
- 教育の質の向上及び充実については、海外提携校数の増加に加え、課題解決型学修（PBL）科目の協働開講などにより留学プログラムの多様化が図られていることが高く評価される。英語運用能力の養成については、卒業時におけるTOEFLの目標スコア取得率が目標を下回っており、今後とも一層の取組が求められる。
- 学生の確保については、学部学生の一般選抜試験倍率が引き続き高い水準を維持しており評価される。一方、県内出身入学者の確保については、目標達成に向けた一層の取組が求められる。併せて、大学院学生の確保については、収容定員の充足に向けた一層の取組が求められる。
- 進路指導及びキャリア支援については、引き続き卒業生の就職率の目標（100%）が達成されていることが高く評価される。
- 研究の質の向上及び充実については、文部科学省のスーパーグローバル大学創成支援事業（SGU）の展開、画期的な海外学習プログラムであるPBL科目の協働開講などを通じ、「国際教養」教育に資する研究の推進及び学術交流の促進が図られており極めて高く評価される。
- 地域社会との連携については、引き続き公開講座等の開催回数の実績が目標を大きく上回っていることが高く評価される。今後とも積極的な取組による地域社会への貢献が期待される。

財務状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- SGUの採択により、長期的に外部資金の確保が図られていることは、財政基盤の強化の面で極めて高く評価される。
- 一般管理費については、一層の節減に向けた取組が求められる。

法人のマネジメントについて

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 学生満足度調査の回収率増加に向けた取組の成果がみられるなど、大学関係者の意見等を大学運営に反映させる仕組みが充実している。
- プロパー職員の確保については、運営体制強化の観点から、今後とも計画的な推進が期待される。

中期計画の達成状況

中期計画の達成に向け着実に年度計画が実施されている。

卒業時におけるTOEFLの目標スコア取得率の向上、県内出身入学者の確保、大学院の定員充足については、一層の取組が求められる。

組織、業務運営等に係る改善事項等について

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

項目別評価結果（国際教養大学）

評価項目	評価
I 教育研究に関する目標を達成するための措置	A
1 教育の質の向上及び充実	A
(1) 卓越した外国語運用能力の養成	B
(2) 「国際教養」教育の推進	A
(2)-1 グローバルな教養	A
(2)-2 基盤教養教育	A
(2)-3 専門教養教育	A
(2)-4 教職課程	A
(3) 留学生に対する教育の充実	A
(4) グローバル・コミュニケーション実践に係る専門職大学院教育	A
2 学生の確保	B
(1) 県内外からの学生の受け入れ	B
(2) 留学生の受け入れ	A
(3) 社会人等学生の受け入れ	A
(4) 大学院学生の受け入れ	B
3 学生支援	A
(1) 学習の支援	A
(2) 学生生活の支援	A
(3) 進路指導及びキャリア支援	A
4 研究の質の向上及び充実	S
(1) 「国際教養」教育に資する研究の推進	S
(2) 研究成果の集積と公表	A
(3) 学術交流の促進	S
II 社会貢献に関する目標を達成するための措置	A
1 教育機関との連携	A
(1) 地域の学校等との連携	A
(2) 県内高等教育機関との連携	A
2 国際化推進の拠点	A
(1) 卒業生及び留学生ネットワークの形成	A
(2) 東アジア交流等の促進	A
3 地域社会との連携	A
(1) 多様な学習機会の提供	A
(2) 地域活性化への支援	A
(3) 大学資源の活用と開放	A

評価項目	評価
III 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置	A
1 業務運営の改善及び効率化	A
(1) 組織運営の体制	A
(2) 大学運営の高度化	A
(3) 人事の最適化	A
2 財務内容の改善	S
(1) 財政基盤の強化	S
(2) 経費の節減	A
3 自己点検評価等の実施及び情報公開	A
(1) 自己点検評価等	A
(2) 情報公開	A
4 その他業務運営に関する重要事項	A
(1) 安全管理体制の整備	A
(2) 教育研究環境の整備	A
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A
V 短期借入金の限度額	—
VI 重要な財産の譲渡等に関する計画	—
VII 剰余金の使途	A
VIII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項	A
(1) 施設及び設備に関する計画	A
(2) 人事に関する計画	A
(3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	A
(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項	—

公立大学法人秋田県立大学の業務の実績に関する全体評価調書（平成26年度）

全体評価

事業の実施状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 特に優れた業績を上げ、高く評価できるものとして、「教育の質の向上」が挙げられる。
- 学生確保の強化については、学部学生の一般選抜試験出願倍率、県内出身入学生比率ともに目標を達成していることが評価される。一方、大学院学生の確保については、収容定員充足率の改善が図られているものの、未充足の状況が続いており、今後も目標達成に向けた取組が求められる。
- 教育の質の向上については、キャップ制（履修登録科目数上限制度）の導入決定や将来構想の検討体制の充実など、教育課程の改革や教育方法の改善に向けた取組が行われており高く評価される。教育成果の検証システムの構築等を通じた更なる質の向上が期待される。
- 学生支援の強化については、引き続き学年に応じたきめ細やかなキャリア教育・就職支援が行われていることが評価される。進路決定率の目標達成に向け、一層の取組が求められる。
- 研究費の確保と研究体制の整備については、特色ある研究への財源の集中的投入や科学研究費の獲得強化に向けた取組の実施により、研究の推進体制の整備が図られていることが評価される。
- 県内産業の競争力強化に向けた支援については、県内企業等からの受託研究及び共同研究の受入実績が目標を上回っており、今後も積極的に県内企業等のニーズを把握し、課題解決に向けた支援を推進することが期待される。

財務状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 科学研究費補助金や受託事業等の外部資金の獲得実績が前年度を上回っており、自己財源確保のための努力が続けられている。

法人のマネジメントについて

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 教員の評価制度について、新制度が全面適用されており、今後、制度の安定的運用を通じた組織の活性化が期待される。

中期計画の達成状況

中期計画の達成に向け着実に年度計画が実施されている。

大学院の定員充足について、引き続き目標達成に向けた取組が求められる。

組織、業務運営等に係る改善事項等について

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

項目別評価結果（秋田県立大学）

評価項目	評価
I 教育に関する目標を達成するための措置	A
1 学生確保の強化	B
(1) 学部学生の受入れ	A
(2) 大学院学生の確保	B
2 教育の質の向上	A
(1) 学部教育	A
(2) 大学院教育	A
(3) 検討体制の整備	A
3 学生支援の強化	A
(1) 学生支援	A
(2) キャリア教育・就職支援	A
II 研究に関する目標を達成するための措置	A
1 先端的・独創的研究や特色ある研究の推進	A
2 研究費の確保と研究体制の整備	A
III 地域貢献に関する目標を達成するための措置	A
1 県内産業の競争力強化に向けた支援	A
(1) 産業振興への寄与	A
(2) 知的財産の創造と活用	A
(3) 木材高度加工研究所	A
(4) バイオテクノロジーセンター	A
2 地域支援	A
(1) 自治体、企業等との連携推進	A
(2) 学校教育への支援	A
(3) 生涯学習への支援	A
IV 交流・連携に関する目標を達成するための措置	A
1 国際交流の推進	A
(1) 研究者の交流と共同研究の推進	A
(2) 国際感覚を備えた人材の育成	A
2 他大学等との交流・連携の推進	A

評価項目	評価
V 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置	A
1 業務運営の改善及び効率化	A
(1) 運営体制の強化	A
(2) 運営の高度化	A
(3) 人事制度の適正な運用による組織の活性化	A
2 財務内容の改善	A
(1) 自己財源の確保	A
(2) 経費の節減	A
3 自己点検・評価等の実施及び教育情報等の公表	A
(1) 自己点検・評価及び自己改革の実施	A
(2) 教育情報等の公表	A
4 その他業務運営に関する重要事項	A
(1) 安全管理体制の強化	A
(2) 教育研究環境の整備	A
VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A
VII 短期借入金の限度額	—
VIII 重要な財産の譲渡等に関する計画	—
IX 剰余金の使途	A
X 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項	A
1 施設及び設備に関する計画	A
2 人事に関する計画	A
(1) 人員計画の方針	A
(2) 人材確保の方針	A
3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	A
4 その他の業務運営に関し必要な事項	—

地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する全体評価調書（平成26年度）

全体評価

事業の実施状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 政策医療の提供については、脳研センターにおいて積極的な脳卒中の予防活動が行われているほか、脳卒中ケアユニットを増床するなど、急性期医療の提供体制の充実が図られていることが高く評価される。引き続き脳・循環器疾患の三次救急医療機関としての機能充実が期待される。また、リハセンについても、精神科救急の全県拠点病院としての更なる機能充実が期待される。
- 医療サービスの提供については、リハセンにおいて病院機能評価を受審し、認定を受けたことは評価される。脳研センターにおいては、院内クリニカルパス適用率の向上に向けた継続的な取組が望まれる。
- 医療に関する調査及び研究については、研究の一層の推進による医療水準の向上への寄与が期待される。
- 地域医療への貢献については、県内医療機関への医師派遣に関する積極的な取組が期待される一方で、実習生の受入体制の整備が望まれる。

財務状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 収入の確保及び費用の節減については、一部事項で数値目標を達成していないものの、一定程度の取組の成果がみられる。今後、全ての事項の数値目標達成に向け、より積極的な取組が期待される。

法人のマネジメントについて

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 事務の集約化や企画・経営部門の組織的強化などにより、効率的な業務運営に向けた体制整備が図られている。
- 職員の意識改革については、取組の継続実施により、経営意識の一層の向上を図ることが望まれる。

中期計画の達成状況

中期計画の達成に向け着実に年度計画が実施されている。今後も中期計画の変更を踏まえた着実な取組が期待される。

組織、業務運営等に係る改善事項等について

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

項目別評価結果（秋田県立病院機構）

評価項目	評価
I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
1 質の高い医療の提供	A
(1) 政策医療の提供	A
① 脳研センター	A
② リハセン	B
③ 脳・循環器疾患の三次救急医療と精神科救急の全県拠点病院	A
(2) 医療従事者の確保・育成	A
① 魅力ある働きやすい職場づくり	A
② 自らの能力向上を可能とする体制の充実	A
③ 広報活動	A
(3) 患者・家族の視点に立った医療サービスの提供	A
① 療養環境の整備	A
② ホスピタリティの向上	A
③ 患者本位の医療の充実	A
④ 第三者機関による評価の受審等	A
(4) より安心して信頼される医療の提供	A
① 医療関係法令等の遵守	A
② 医療安全対策	A
③ 院内感染対策	A
④ 情報セキュリティ対策	A
⑤ 情報公開等の推進	A
2 医療に関する調査及び研究	A
3 医療連携の推進及び地域医療への貢献	A
(1) 医療連携の推進	A
① 脳研センター	A
② リハセン	A
(2) 地域医療への貢献	A
① 地域の医療機関への診療支援	A
② 他医療機関等従事者への研修等	B
③ 画像診断サービスの提供	A
(3) 県民を対象とした医療や健康に関する情報発信	A
4 災害時における医療救護等	A

評価項目	評価
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
1 効率的な運営体制の構築	A
(1) 管理体制	A
(2) 効率的な業務運営	A
(3) 職員の意識改革	B
2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成	A
3 収入の確保、費用の節減	A
(1) 収入の確保	A
(2) 費用の節減	B
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A
IV 短期借入金の限度額	—
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—
VI 剰余金の使途	—
VII 料金に関する事項	—
VIII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項	A
1 施設及び設備の整備に関する計画	A
2 人事に関する事項	B
3 職員の就労環境の整備	A
4 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	—
5 今後の事業展開に関する事項	A
(1) 循環器疾患分野の体制強化	A
(2) 認知症の初期支援、維持期リハビリテーションの展開、在宅医療の支援等	A

地方独立行政法人秋田県立療育機構の業務の実績に関する全体評価調書（平成26年度）

全体評価

事業の実施状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供については、引き続き各部門において幅広い医療・療育サービスの提供が行われている。在宅の重症心身障害児・者生活介護サービスにおいては、一日当たりの通園利用者枠の拡大に向け、人員配置等環境整備の具体的検討の継続が求められる。
- 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供については、地域連携の推進に向けたより積極的な取組が望まれる。
- 療育に関する地域への貢献については、引き続き地域の療育体制への積極的な支援が期待される。また、今後も研修受入れ等の取組を通じて県内の療育従事者の育成に資することが期待される。
- 発達障害児・者への支援については、引き続き積極的な普及啓発のための取組が行われていることは評価される。一方、発達障害支援者研修会については、県央地区での開催にとどまっており、今後の取組の広がりが求められる。

財務状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 医業収益は増加傾向にあるが、引き続き収入確保に向けた積極的な取組が求められる。

法人のマネジメントについて

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 効率的な運営体制の構築に向け、職員を対象とした意識改革のための取組を行うことが望まれる。

中期計画の達成状況

平成27年度中に中期目標期間評価を行うため、同評価時に中期計画の達成状況の検証を行う。

組織、業務運営等に係る改善事項等について

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

項目別評価結果（秋田県立療育機構）

評価項目	評価
I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
1 質の高い療育の提供	A
(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供	A
① 各診療科の連携による総合的な診断・治療	A
② 総合的なリハビリテーションによる発達支援・障害の軽減	A
③ 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対するきめ細かな療育の提供	A
④ 在宅の肢体不自由児や知的障害児に対する必要な療育の提供	A
⑤ 在宅の重症心身障害児・者に対する通園による健康管理や生活指導の実施	A
⑥ 市町村事業の受け入れ	A
⑦ 在宅の障害児・者に対する療育指導の実施	A
(2) 療育従事者の確保・育成	A
① 療育従事者の確保	A
② 療育従事者の育成	A
(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供	A
① インフォームド・コンセント等	A
② 療育環境の充実	A
③ 療育サービス評価の推進	A
④ 地域連携の推進	A
⑤ クリニカルパスの作成及び適用	A
⑥ 総合相談体制の充実	A
(4) より安心して信頼される療育の提供	A
① 医療事故等の防止	A
② 院内感染対策の充実	A
③ 法令の遵守と情報公開の推進	A
2 療育に関する調査及び研究	A
3 療育に関する地域への貢献	A
(1) 地域の療育体制の支援	A
(2) 研修会等への講師派遣	A
(3) 巡回による療育指導の提供	A
(4) 県内の療育従事者の育成	A
(5) 療育情報の発信、普及啓発	A
(6) ノーマライゼーションの理念の促進	A
(7) 在宅における障害児・者への新たな支援体制づくりの検討	A

評価項目	評価
4 ライフステージに応じた総合相談	A
(1) 総合相談体制の充実	A
(2) 子ども全般に関する相談対応	A
5 発達障害児・者への支援	A
(1) 支援機能の充実・支援の実施	A
(2) 関係機関との連携	A
(3) 普及啓発・研修会等の実施	A
(4) 支援員の知識・技術の向上	A
(5) 家族団体や関係機関等による連絡会の開催	A
(6) 苦情対応窓口の設置・対応	A
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
1 効率的な運営体制の構築	A
(1) 管理体制の構築	A
(2) 効率的な業務運営の実現	A
(3) 職員の意識改革	A
2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成	A
(1) 事務職員の専門性の向上	A
(2) 人材の確保	—
3 収入の確保、費用の節減	A
(1) 収入の確保	A
(2) 費用の節減	A
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A
IV 短期借入金	—
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—
VI 剰余金の使途	—
VII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項	A
1 施設及び設備の整備に関する計画	A
2 人事に関する事項	A
3 職員の就労環境の整備	A

**秋田県が設立した地方独立行政法人の平成 26 年度における
業務の実績に関する評価について**

平成 27 年 9 月 10 日

秋田県地方独立行政法人評価委員会

委員長 五十嵐 健一

秋田県地方独立行政法人評価委員会は、この度、公立大学法人国際教養大学、公立大学法人秋田県立大学、地方独立行政法人秋田県立病院機構及び地方独立行政法人秋田県立療育機構の平成 26 年度における業務の実績に関する評価を実施し、評価結果を取りまとめました。評価に関する委員長としての所見は次のとおりです。

公立大学法人国際教養大学の評価結果について

- 全体評価については、平成 26 年度の業務運営は、全体として計画どおり実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。
- 項目別評価については、ほぼすべての項目が A 評価である。
- 特に、これまでの実績を基に、今後も先導的な取組を行う大学として、文部科学省のスーパーグローバル大学創成支援事業に採択され、10 年にわたる事業が開始されたことは、「国際教養」教育に資する研究の推進及び長期的な財政基盤の強化という点で極めて高く評価され、S 評価である。

また、画期的な海外学習プログラムである課題解決型学修（PBL）科目の提携校との協働開講を通じ、学术交流の促進が図られていることも極めて高く評価され、S 評価である。

加えて、卒業生の就職率の目標（100%）が達成されていること、公開講座等の開催回数が目標を大きく上回り、地域社会との連携が図られていることが高く評価される。

- 学部卒業時における TOEFL の目標スコア取得率の向上、県内出身入学者の確保、大学院の定員充足について、今後とも一層の取組が求められる。

公立大学法人秋田県立大学の評価結果について

- 全体評価については、平成26年度の業務運営は、全体として計画どおり実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。
- 項目別評価については、ほぼすべての項目がA評価である。
- 特に、キャップ制（履修登録科目数上限制度）の導入決定や大学の将来構想の検討など、教育改革に向けた取組が行われていることが高く評価される。
また、学年に応じたキャリア教育・就職支援のための取組がきめ細やかに実施されていることが評価される。
- 大学院については、定員充足に向けた一層の取組が求められる。

地方独立行政法人秋田県立病院機構の評価結果について

- 全体評価については、平成26年度の業務運営は、全体として計画どおり実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。
- 項目別評価については、ほぼすべての項目がA評価である。
- 特に、脳研センターにおいて、積極的な脳卒中の予防活動が行われているほか、急性期医療の提供体制の充実が図られていることが高く評価される。
また、リハセンにおいて、病院機能評価を受審し、認定を受けたことが評価される。
- 職員の経営意識の一層の向上を図るとともに、収入の確保及び費用の節減に向けた取組の継続が望まれる。

地方独立行政法人秋田県立療育機構の評価結果について

- 全体評価については、平成26年度の業務運営は、全体として計画どおり実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。
- 項目別評価については、すべての項目がA評価である。
- 引き続き各部門において幅広い医療、療育サービスの提供が行われており、発達障害に関する積極的な普及啓発のための取組が行われていることが評価される。今後も更なるサービス向上に向けた取組が期待される。
- 職員を対象とした意識改革のための取組が望まれるとともに、収入の確保については、一層積極的な取組が求められる。

【お問い合わせ先】

秋田県地方独立行政法人評価委員会
事務局：秋田県総務部総務課

業務の実績に関する項目別評価基準について

- 評価基準は評価委員会で決定し、評価については項目別評価と全体評価により行う。

項目別評価 … 中期計画に掲げた各項目の実施状況と業務の内容を総合的に勘案し評価する。

全体評価 … 項目別評価の結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

- 項目別評価の評価区分と評価基準

区 分	評価基準
S	特に優れた実績がある場合
A	達成度が 100 %以上
B	達成度が 80 %以上 100 %未満
C	達成度が 80 %未満
D	業務の大幅な改善が必要な場合

【 参 考 】

○ 秋田県地方独立行政法人評価委員会委員名簿

委員長	五十嵐 健 一	株式会社フィデア総合研究所 取締役副理事長
委員長代理	西 田 眞	国立大学法人秋田大学大学院工学資源研究科 教授、 副学長
委員	北 林 孝 雄	公認会計士
委員	坂 本 哲 也	一般社団法人秋田県医師会 副会長 医療法人久盛会 秋田緑ヶ丘病院 統括顧問
委員	小 玉 弘 之	一般社団法人秋田県医師会 常任理事 医療法人正和会 南秋田整形外科医院 院長

○ 平成27年度における評価委員会開催実績

日 時	会 議 内 容
6月16日	第1回評価委員会（国際教養大学の次期中期目標の策定等に係る設立 団体及び法人との意見交換ほか）
7月17日	第2回評価委員会（年度評価に係る各法人からの事情聴取ほか）
7月28日	第3回評価委員会（年度評価に係る各法人からの事情聴取ほか）
8月20日	第4回評価委員会（年度評価の評価協議、評価案の審議）

○ 地方独立行政法人法

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。